

循環型社会形成推進基本計画
個別法・個別施策の進捗状況調査（概要版）

1．廃棄物処理・リサイクル法	
（1）廃棄物処理法	1
（2）資源の有効な利用の促進に関する法律	1
（3）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	2
（4）特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	2
（5）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	2
（6）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	3
（7）使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	3
（8）ポリ塩化ビフェニル化合物廃棄物特別措置法	3
2．国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	4
3．電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法	4
4．特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）	4
5．主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策	5
6．不法投棄・原状回復対策	6
7．産業廃棄物の最終処分場の整備	6
8．技術開発	7
9．その他	7

1. 廃棄物処理・リサイクル法
 (1) 廃棄物処理法

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>廃棄物を抑制し、廃棄物を適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上をはかることを目的。</p> <p>廃棄物の排出量の増加や室の多様化、不法投棄問題の顕在化等、廃棄物をめぐる状況の変化を受け、近年数度にわたって改正が行われている。</p>	<p>不法投棄の未然防止とリサイクルの推進を目的として、廃棄物処理法の改正を行った。</p> <p>基本方針の目標に対する平成14年度実績 ・一般廃棄物 排出量 5,400万t, 再生利用量 860万t, 最終処分量 900万t ・産業廃棄物 排出量 3億9,300万t, 再生利用量 1億8,200万t, 最終処分量 4,000万t</p> <p>廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績 ごみのリサイクル率15.9%、ごみ減量処理率95.7%、一般廃棄物処分場の残余年数13.1年、し尿の衛生処理率96.3%(以上H14年度)、浄化槽処理人口普及率8.1%(H15年度)、PCB廃棄物保管量(高圧トランス等27万台、廃PCB等2,700t、柱上トランス186万台(H14))</p>	<p>今後とも、廃棄物に関する現状の変化にあわせ、適正な廃棄物の処理及びリサイクルの推進を目指して法律の運用を行う必要がある。</p> <p>H16年度には、国の役割の強化による不適正処理事案の解決や硫酸ピッチ等の罰則の強化などによる不法投棄の撲滅、最終処分場や廃棄物処理施設に関する様々な問題の解決を目指して行った改正の円滑な施行を進めていく。</p>	<p>環境省</p>

(2) 資源の有効な利用の促進に関する法律

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルにいたる各段階における製造事業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。</p>	<p>現在、各指定業種毎に以下の数の業種、製品を指定。 特定省資源業種: 5業種 特定再利用業種: 5業種 指定省資源化製品: 19品目 指定再利用促進製品: 50品目 指定表示製品: 7品目 指定再資源化製品: 2品目 指定副産物: 2副産物</p> <p>15年10月には、指定再資源化製品に指定されているパソコンの対象範囲を拡大。(事業系に加え、家庭系のパソコンについても、メーカー等による自主回収、再資源化が始められた。)</p>	<p>今後も対象製品の追加等により、製品全体の包括的な3Rの推進を目指す。</p> <p>個別製品の対応としては、自動車用バッテリーについて指定再資源化製品への指定の可能性も含めたりサイクルシステム再構築を検討予定。</p>	<p>経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省</p>

(3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>ごみについて、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとした。</p> <p>排出者である消費者は、分別排出を行い、市町村は、分別収集を行い、事業者は、再商品化を行うという役割分担を担っている。</p> <p>法附則において、法律の施行後10年を経過(17年12月)した場合において、一部規定の施行の状況に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずることとされている。</p>	<p>分別収集・再商品化は着実に進展。</p> <p>平成15年度の実績(カッコ内は、前年同実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集量の合計 2,626,089トン(2,429,560トン) ・再商品化量の合計 2,538,016トン(2,367,721トン) 	<p>法の見直しの評価・検討を行うべく、中央環境審議会及び産業構造審議会において審議を開始。</p> <p>17年秋頃を目途に容器包装リサイクル制度の評価・検討の取りまとめを行う予定。</p>	<p>環境省</p> <p>経済産業省</p> <p>財務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p>

(4) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>廃家電4品目について、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準(再商品化率)以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進する。</p>	<p>過去3ヶ年における廃家電4品目の回収台数</p> <ul style="list-style-type: none"> 13年度 855万台 14年度 1,015万台 15年度 1,046万台 <p>15年度の実績(法定再商品化率)</p> <ul style="list-style-type: none"> エアコン 81%(60%以上) テレビ 78%(55%以上) 冷蔵庫 63%(50%以上) 洗濯機 65%(50%以上) 	<p>附則第3条において、「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされており、これを踏まえ、評価・検討を行う。</p>	<p>環境省</p> <p>経済産業省</p>

(5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>食品の売れ残りや食べ残しにより、または食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連業者による食品循環資源の再生利用等を促進。</p>	<p>食品廃棄物の再生利用等の実施率(平成15年度実績。発生抑制分については14年度実績を加算)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品製造業 71% 食品卸売業 46% 食品小売業 26% 外食産業 19% 食品産業合計 45% 	<p>食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し等を平成18年度までに実施。</p>	<p>農林水産省</p> <p>財務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p> <p>環境省</p>

(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事事業者について登録制度を実施すること等により、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図り、持って生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。</p>	<p>< 特定建設資材廃棄物(全体)の再資源化等率 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 98% (H14) ・建設発生木材 89% (H14) ・アスファルト・コンクリート塊 99% (H14) <p>< 特定建設資材廃棄物(国の直轄事業)の再資源化率 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 97% (H14) ・建設発生木材 71% (H14) ・アスファルト・コンクリート塊 99% (H14) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも建設リサイクル法の目標である95%を超えており、今後はその維持が課題。 ・建設発生木材 再資源化等が進展しているものの、更なる取組が求められている。 	<p>国土交通省 環境省</p>

(7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取及び引き渡し並びに再資源化等を適切かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・15年9～10月 第2回関係事業者向け全国説明会の開催 ・16年1～(6月)関係事業者向けの実務説明会を順次開催 ・16年7月1日 第2段階施行(許可の開始等) <ul style="list-style-type: none"> ・各自動車製造業者等より、順次リサイクル料金を公表 ・関係事業者向け説明会の開催等 ・17年1月1日 本格施行(行為義務、リサイクル料金の預託義務等が発生) 	<p>17年1月1日に円滑に施行されるよう、関係事業者に対する制度・実務の詳細に関する説明会の開催、また、自動車所有者・ユーザに対しTV、ラジオ、新聞、雑誌等のマス広告に加え、ポスターやリーフレットの配布等の幅広い理解活動を実施することが必要。</p>	<p>経済産業省 環境省</p>

(8) ポリ塩化ビフェニル化合物廃棄物特別措置法

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることをとしている。</p>	<p>PCB広域的拠点処理事業</p> <p>16年3月、北海道及び室蘭市から事業対象地域の拡大受入回答があり、全国5カ所の拠点的広域施設において、処理体制が整備された。</p> <p>低濃度PCB汚染物質対策検討委員会</p> <p>14年7月に検討委員会を設置し、原因の究明と処理の基本的方向等を検討している。</p>	<p>PCB広域的拠点処理事業</p> <p>日本環境安全事業株式会社を活用した円滑な運営。適切な処理料金の設定。</p> <p>低濃度PCB汚染物質対策検討委員会</p> <p>原因究明と適切な対応策の検討</p>	<p>環境省</p>

	<p>PCB廃棄物基金</p> <p>中小企業が保管している高圧トランス・コンデンサの処理に要する費用の一部に充てるPCB廃棄物処理基金の造成のため、47都道府県から補助を受けるとともに国自らも予算措置を行った。</p>	<p>PCB廃棄物処理基金</p> <p>国・都道府県のみでなく、絶縁油・電気機器メーカー等からの基金出金を促す。</p>	
--	--	---	--

2. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>法律の着実な施行。</p> <p>グリーン製品・サービスの開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じ、国等が重点的にその調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直し。</p> <p>グリーン製品・サービスに関する情報の内容及び提供の方法、適切な情報の提供を確保するための方策等情報提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（19年度末頃まで）</p>	<p>13年2月、グリーン購入を計画的に勤めるための基本方針を閣議決定。（特定調達品目 14分野101品目） （特定調達品目等については、適宜追加・見直しを行っていくこととしており、これまで毎年度基本方針を改定）。</p> <p>現在の特定調達品目は、16分野199品目。</p> <p>（情報の提供） 消費者が利用しやすい形で提供する環境ラベル等データベースを、13年4月に試行的に運用開始、14年8月から本格的運用。（制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年3回更新）</p>	<p>グリーン購入を計画的かつ効果的に実施していくため、国等が重点的に調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直しを行う。</p> <p>グリーン購入を促進するため、環境ラベル等データベースの更なる情報内容の充実とシステムの機能面の拡充を図る。</p>	<p>環境省 各府省</p>

3. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>小売電気事業者に対し、販売する電力量に応じて一定量の新エネルギー等（風力、太陽光等）電気を利用することを義務づける法律。</p>	<p>15年4月全面施行</p> <p>15年度全電気事業者の義務量の合計は、32.7億kwh。 （全ての電気事業者が義務を履行済）</p> <p>15年度中の設備認定件数は、141,935件。</p>	<p>16年度前電気事業者の義務量合計は36.0億kwh。 今後の義務量は、22年度利用目標122億kwhの達成に向け、毎年度増加する見通し。 新エネルギー等の利用目標は、4年ごとに当該年度以降の8年間について定めることとされている。</p>	<p>経済産業省</p>

4. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名

5. 主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名																																	
<p>食品廃棄物等からのバイオディーゼル燃料等の品質評価、安全・環境影響評価、自動車走行実験等の実施(14年度～)</p> <p>バイオディーゼル燃料等の自動車への使用について、実車等を用いた排出ガス・安全性試験等を実施し、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価を行う。</p>	<p>バイオディーゼル燃料を軽油に添加して使用した場合の排出ガス性状及び安全性等に与える影響について調査を実施中。</p> <p>16年6月にバイオマス燃料対応自動車開発促進事業検討会を設置し、バイオマス燃料対応自動車の事業計画を策定。</p>	<p>引き続き調査する。</p> <p>バイオディーゼル燃料専用車を試作し、環境・安全面で満たすべき車両側対応技術等を明確にする。</p>	国土交通省																																	
<p>FRP船のリサイクルに向けた対策の検討(14年度～)</p> <p>FRP船の適正な処理手段を確保し、民間におけるリサイクルシステムの事業化を促進するための制度基盤を整備するなど政策的に誘導することで、効率的なリサイクルシステムの早期導入を図る。</p>	<p>14年度に開発したリサイクルプラントを改良し、プラントの性能及びリサイクルの実効性を確認。</p> <p>リサイクルシステムの構築に向けて、関係者の役割分担、費用負担・徴収方法、リサイクルシステムの必要機能等について検討を行った。</p>	<p>FRP船のリサイクルについては、必要な技術を確認し、実効性を確認した。</p> <p>今後は、リサイクルシステム構築に向けて、制度化のために必要な措置等の検討を行った。</p>	国土交通省																																	
<p>建設リサイクル推進計画2002</p> <p>国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする計画。</p> <p>平成22年度の目標値、及び当面17年度末までに達成すべき目標値を定め、各種施策を実施している。</p>	<p><再資源化率></p> <table border="1" data-bbox="694 582 1205 885"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート塊</td> <td>99%</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート塊</td> <td>98%</td> <td>96%以上</td> </tr> <tr> <td>・建設発生木材</td> <td>61%</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td><再資源化・縮減率></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建設発生木材</td> <td>89%</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>・建設汚泥</td> <td>69%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>・建設混合廃棄物</td> <td>31%削減</td> <td>(22年度:12年度排出量に 対し50%削減)</td> </tr> <tr> <td>・建設廃棄物全体</td> <td>92%</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td><利用土砂の建設発生土利用率></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建設発生土</td> <td>65%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>		14年度	22年度	・アスファルト・コンクリート塊	99%	98%以上	・コンクリート塊	98%	96%以上	・建設発生木材	61%	65%	<再資源化・縮減率>			・建設発生木材	89%	95%以上	・建設汚泥	69%	75%	・建設混合廃棄物	31%削減	(22年度:12年度排出量に 対し50%削減)	・建設廃棄物全体	92%	91%	<利用土砂の建設発生土利用率>			・建設発生土	65%	90%	<p>コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊</p> <p>平成14年度の実績でいずれも建設リサイクル法の目標である95%を超えており、今後はその維持が課題。</p> <p>建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物再資源化等が進展しているものの、さらなる取組が求められている。</p> <p>建設発生土 平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げる各種施策を着実に実施する。</p>	国土交通省
	14年度	22年度																																		
・アスファルト・コンクリート塊	99%	98%以上																																		
・コンクリート塊	98%	96%以上																																		
・建設発生木材	61%	65%																																		
<再資源化・縮減率>																																				
・建設発生木材	89%	95%以上																																		
・建設汚泥	69%	75%																																		
・建設混合廃棄物	31%削減	(22年度:12年度排出量に 対し50%削減)																																		
・建設廃棄物全体	92%	91%																																		
<利用土砂の建設発生土利用率>																																				
・建設発生土	65%	90%																																		
<p>環境省・国土交通省は、大気汚染防止法に基づく燃料の性状に関する許容限度及び道路運送車両の保安基準に基づく燃料の規格において、石油代替燃料に関する規定を策定することを視野に入れ、石油系燃料の代替燃料が自動車排出ガスに及ぼす影響及び車両に与える影響等について調査を実施することとした。</p>	<p>軽油へのバイオディーゼル燃料の混合割合が大きくなるにしたがい、</p> <p>・PM中のSOF成分(可溶性有機成分 主に燃料の未燃分)が増加する</p> <p>・酸化能力の高い触媒を装着した車両で使用する場合は、PM全体としては低減される</p> <p>という傾向が見られたことから、バイオディーゼル燃料を使用する場合には酸化能力の高い触媒を装着することが望ましいと考えられる。</p> <p>また、CO、NOxについては、軽油使用時と比較してほぼ同等かやや増加する傾向にあって差はなく、HCは減少する傾向が見られた。</p>	<p>15年度の結果から、BDFの燃焼特性の違いやBDF組成と燃焼生成物との関連性について更なる調査、解析を行う。</p>	<p>環境省</p> <p>国土交通省</p>																																	

<p>産業構造審議会品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドライン</p> <p>産業構造審議会においては、事業者の自主的な取組を促進することを目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインとして策定している。平成2年に初めて策定され、累次の改定を経る中で対象品目・業種の拡大を図るほか、品目別・業種毎の取組内容の充実を図ってきている。</p>	<p><リデュースの進展(例)> 産業廃棄物最終処分量の削減 (H13年実績 H14年実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学工業 99.3万トン 78.5万トン (H22年目標78.6万トン) ・自動車部品製造業 10.3万トン 6.9万トン (H22年目標9.0万トン) ・石炭鉱業 153.8万トン 40.5万トン (H22年目標46.5万トン) <p><リユースの進展(例)> ・ガラスびん「R」マークの統一規格によるリユースびんの出荷実績 平成15年度:1,730万本 (前年度42.7%増)</p> <p><リサイクルの進展(例)> ・ペットボトル(回収率) 53.4%(H14年) 60.9%(H15年)</p> <p>・オートバイ(リサイクル可能率) 2003年市場投入モデルの全10モデルで90%以上を達成</p>	<p>ガイドラインについては、適宜進捗状況の確認及び見直しを行っている。</p> <p><個別製品にかかる今後の課題(例)> ・今後開始される自動車・二輪車リサイクルシステムを円滑に実施するため、普及広報等を行う。 ・タイヤ、スプリングマットレス、消火器などにおいて、廃棄物処理法の広域認定等を活用したリサイクルシステム構築に向けた検討を行う。 ・自動車用鉛蓄電池について、輸入製品も含めた新たなリサイクルシステムの在り方について検討を行う。 ・環境配慮製品の規格化の推進等を視野に、自転車、浴槽・浴室ユニット、システムキッチン、自動販売機などについて「アセスメントガイドライン」のフォローアップ・改定を行う。</p>	<p>経済産業省</p>
---	---	---	--------------

6. 不法投棄・原状回復対策

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>産廃特措法は、以下の事案による生活環境保全上の支障除去等事業について財政支援を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法の平成9年改正法の施行前の不適正処分により、生活環境保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められ、かつ、 ・その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県が代執行するもの。 	<p>(平成15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月18日 産廃特措法施行 10月3日 産廃特措法に基づく基本方針の策定 12月9日 香川県実施計画に環境大臣同意(豊島事案) 1月21日 青森県、岩手県実施計画に環境大臣同意(青森・岩手県境事案) 	<p>産廃特措法の対象とならざる不適正処理事案の実態等について、基本データを整備するとともに、都道府県等による実施計画の策定について所要の助言を行う。</p>	<p>環境省</p>

7. 産業廃棄物の最終処分場の整備

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>毎年、全国の産業廃棄物最終処分場の残存容量及び残余年数を把握、公表。</p> <p>公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、都道府県、PFI事業者または廃棄物処理センターが行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p>	<p>13年度末産業廃棄物最終処分場の残余年数(15年度末公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国 4.3年 首都圏 1.1年 近畿圏 2.2年 <p>公共関与最終処分場に対する国庫補助 15年度:5事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に補助。</p>	<p>最終処分場容量の確保に努める必要がある。</p> <p>民間事業者による最終処分場建設が進まない現状にあるため、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を促進する必要がある。</p>	<p>環境省</p>

8. 技術開発

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>ゴミゼロ型・資源循環型技術研究イニシャティブの実施(14年度～)</p> <p>(目的) 資源消費とゴミ発生が少なく、しかも環境負荷を最小化するような物質循環・低環境負荷型の技術とシステムの開発を行う。 (推進体制) 本イニシャティブに()循環型社会創造支援システム開発、()リサイクル技術・システム、()循環型設計・生産、()適正処理処分技術・システム、の4つのプログラムを設定し、各プログラムに各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進する。</p>	<p>(15年度の状況) イニシャティブ研究会を2回開催。 合同プログラム研究会、バイオマス関連研究報告会を各1回開催。 イニシャティブ登録課題について課題マップを作成し、それを盛り込んだ「ゴミゼロ型・資源循環型技術研究の現状」報告書を取りまとめた。</p>	<p>本イニシャティブに設定したプログラムのうち、()循環型社会創造支援システム開発プログラムについては、一層の取組が必要である。 具体的には、社会的ゼロエミッションのための産業間リンクに結びつく研究や、生産システム自体を循環型に転換していくための素材技術や設計・製造技術に関する研究開発の充実が課題である。</p>	<p>内閣府 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>

9. その他

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>バイオマス・ニッポン総合戦略</p> <p>平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。(廃棄物系バイオマス利活用 80%以上等)</p>	<p>関係府省の連携を図るため、「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」を設置。</p> <p>関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制を整備。官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p>	<p>バイオマス・ニッポン総合戦略に掲げる目標達成に向け、バイオマス産業が自立するための競争条件の整備 地域の取組をその活性化につなげるための支援 等を関係府省の連携・協力のもと進めていくことが重要。</p> <p>また、地球温暖化対策推進大綱の第1ステップにおける対策・施策の進捗状況の評価等を踏まえ、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の見直しを検討予定。</p>	<p>農林水産省 内閣府 総務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>
<p>静脈物流システムの構築 (新総合物流施策大綱(13年7月閣議決定)の実現) リサイクル拠点や輸送の実態把握、効率的な静脈物流システムの検討及びその具体化</p> <p>総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成 海上輸送における効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、リサイクルポートの形成を促進する。</p>	<p>総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成 ・15年度までに、18港を総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に指定、重点的に静脈物流基盤の整備。 ・静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進。 ・港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成。 等。</p>	<p>引き続き、官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。</p>	<p>国土交通省</p>

<p>ゴミゼロ型都市形成に向けた静脈物流システムの構築 首都圏及び京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会において策定した中期計画の中で静脈物流システムの構築について検討することとしている。 14年度は首都圏、15年度は京阪神圏において、環境負荷低減型の静脈物流システムの在り方について検討を行い、同システムの構築における課題と対応策について、具体化を図る。</p>	<p>ゴミゼロ型都市形成に向けた静脈物流システムの構築 14年度における首都圏での検討を踏まえ、15年度にゴミゼロ型都市形成のための静脈物流システム構築に関する調査を実施し、京阪神圏における廃棄物の流動状況等実態把握に努める。</p>		
<p>地球温暖化対策 地球温暖化対策推進大綱に基づき、 エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策</p>	<p>(産業部門) 各業種・団体の自主行動計画の実施状況のフォローアップを行うとともに、3業種について工場点検を行った。 (民生部門) 改正省エネ法により、新築建築物の平成11年省エネ適合率は約65%(速報値)となった。 (運輸部門) LPG乗用自動車をトップランナー対象機器として追加し、自動車グリーン税制による軽減対象とした。</p>	<p>16年度は地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの年にあたり、現在中央環境審議会を始め関係審議会において審議を進めている。 今後、審議の結果を踏まえ、政府全体として追加的対策・施策の導入に向けた調整を行う予定。</p>	<p>経済産業省 環境省 農林水産省 国土交通省 他</p>
<p>非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策</p>	<p>目標を事業の量から達成される成果(アウトカム目標)に変更した「廃棄物処理施設整備計画」を策定した。</p>		
<p>代替フロン等3ガスの排出抑制対策等を政府一体となって推進している。</p>	<p>フロン回収破壊法・家電リサイクル法に基づき、冷媒として機器に充填されたHFCの回収等の取組を進めた。</p>		
<p>「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」 企業における廃棄物管理の徹底を図るための自主的取組の指針として、産業構造審議会において平成16年9月、「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」を策定した。(平成10年に策定した「産業廃棄物排出事業者適正処理ガイドライン」の全面改訂版との位置づけ)</p>	<p>平成16年5月から策定のための審議を開始し、9月にガイドラインを策定したところ。</p>	<p>パンフレットや関連書籍の出版等、普及啓発に向けた活動を行っている。</p>	<p>経済産業省</p>